

平成27年12月定例会 経済文教委員会副委員長報告

21番 松井 英雄でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、経済文教委員会に付託されました諸議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております経済文教委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第 136号 平成27年度長野市一般会計補正予算、債務負担行為補正、追加のうち、55 体育施設オープン前整備事業費について申し上げます。

体育施設オープン前整備事業費として、県営野球場、河川敷運動場、テニスコートの整備を行うとのことですが、河川敷の野球場等は、日常的な利用はもとより大規模な大会の開催も視野に入れ、市内スポーツ施設と共に、より一層丁寧な維持管理を行うよう要望いたしました。

また、議案に関連して、老朽化施設の改修や附属施設の更新を計画的に実施するとともに、民間遊休地等の活用による市街地のスポーツ拠点づくりの検討を行い、スポーツを軸としたまちづくりを、更に推進するよう要望いたしました。

次に、商工観光部の所管事項について、2点申し上げます。

1点目は、中心市街地の活性化についてであります。

先月11日、市に対して、権堂のまちづくり団体の方々から、権堂・田町地区活性化推進事業について、陳情がありました。この陳情では、まち全体に特色を持った街区を配置しつつ、併せて大型ショッピングセンターを設ける提案をいただいているとのことでした。

一方、須坂市の大型商業施設計画については、須坂市長の立地に向けた前向きな発言もあり、検討が進められているとのことでもあります。計画が実現すれば、中心市街地を含めた本市全体の商業圏への影響が懸念されているところです。

中心市街地の活性化については、これまで様々な事業が実施されてきましたが、

権堂・田町地区を再開発事業とした場合は多額の費用が必要であり、また市民の意見を十分に反映したものでなければ、持続的な発展が見込めないことから、中心市街地活性化の検討に当たっては、関係部局と連携し、中心市街地そのものの在り方について、市民に対して意識調査を実施し、十分に意見を吸い上げるとともに、中心市街地活性化基本計画など、これまで実施された事業の検証を詳細に行った上で、進めるよう要望いたしました。

2点目は、道の駅信州新町の指定管理者についてであります。

道の駅信州新町の指定管理者である株式会社信州新町地場産業開発機構は、前取締役社長による不適切な会計処理が発覚し、本年9月に市が基本協定書第29条に基づき業務改善指示を実施したところであります。

その後、株式会社信州新町地場産業開発機構から提出された業務改善計画書では、会計処理についての複数人による二重チェック、チェック機能強化のための担当取締役の設置、外部講師によるコンプライアンス研修の実施などが予定されているとのことですが、今後の再発防止のため徹底した会計監査や業務監査の実施など監査機能の強化と市職員による定期的な現地での会計書類の確認及び業務指導を行うことを要望いたしました。

次に、文化スポーツ振興部の所管事項について申し上げます。

文化スポーツ振興部は、長野市芸術館の開館、南長野運動公園総合球技場のしゅん工を契機として、他の文化施設やオリンピック関連施設を一体的に活用した文化芸術、スポーツによる本市のにぎわいや活力あるまちづくりを推進するため、組織・機構の見直しにより、本年4月、教育委員会から市長部局に移設、再編され、9か月が経過しようとしています。

については、組織・機構の見直しによるメリットを生かし、文化芸術及びスポーツを通じて、将来にわたって活力ある長野市を築いていくための取組を、更に活発化させる新年度予算の編成を要望いたしました。

最後に、請願の審査について申し上げます。

請願第38号 TPPから「食」と「いのち」と「くらし」を守る請願について申し上げます。

本請願については、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

なお、本請願の審査の中で、「T P P協定に関しては、新しい形に対する可能性を期待する声が聞こえてくるのと同時に、不安な声も大きいと感じている。」との意見があったことから、T P P協定交渉の大筋合意の内容が与える影響について徹底した検証と国民への説明を行うとともに、農業及び農村を守るための万全な対策を講ずることを意見書により関係機関へ要請することにいたしました。

以上で報告を終わります。